

論文

ベトナムの裁判統制制度の行方 —2010年代の司法改革動向—

飯 考行

1 はじめに

ベトナムにおいて、国家権力は、従来、人民に集中するものとされてきたところ（民主集中制）、1992年憲法の2001年一部改正により、統一的で、立法、行政、司法権の行使において、国家機関の間で分業、協同することが追記された（2条）。三権の抑制と均衡の意味での三権分立ではなく、いわば三権分業である。ベトナム共産党による指導にもとづいて（4条）、国家権力は、国会、人民評議会を通じた代表民主制によって行使される（6条）。

そして、国会は、憲法、法律と国会決議の監察（監督）にあたる最高機関として、最高人民裁判所を含む国家機関の報告を審査する（84条）。法令解釈の権限は国会常務委員会にある（91条）。裁判は、人民検察院による検察（監督）と、裁判所内部で最高人民裁判所の監督にかかる（137、134条）。以上から、ベトナムで裁判官の独立は規定されるが（130条）、その独立に実質的に影響しうる裁判所内外の仕組みとして、「裁判統制システム」が内在すると考えられる。

筆者は、2000年代半ばまでのベトナムの裁判統制制度と、ドイモイ（1986年）以降約20年間の司法改革の経過を論じたことがある¹。2000年代の司法に関わる主な法は、1992年改正の憲法（2001年部分改正）、2002年改正の人民裁判所組織法と人民検察院組織法、2003年制定の刑事訴訟法と、2004年制定の民事訴訟法であった。その後、2010年代に入り、2011年に民事訴訟法、2013年に憲法、2014年に人民裁判所組織法と人民検察院組織法、2015年に民事訴訟法と刑事訴訟法が、それぞれ改正された。

そこで本稿では、以前の論考から10年ほど経過した2016年までの司法および訴訟制度に関する改革動向を中心に、ベトナムにおける裁判統制制度への影響とその行方を、関連法令²、UNDPの裁判官調査³、その他文献と、2013年と2014年にベトナムで敢行した法学者、弁護士と法整備支援関係者に対するヒアリング調査の知見にもとづいて、考察したい。以下で、ベトナムの裁判統制制度（2）、関連する2010年代半ばまでの法改正等を踏まえて（3）、裁判統制制度への影響と（4）、その行方を検討する（5）。なお、軍事裁判所に関する記述は原則として省略する。

2 2000年代までの裁判統制制度

（1）司法権の位置づけ

ベトナム社会主義共和国憲法は、1946年制定後、1959年、1980年、1992年に、それぞれ改正が重ねられてきた（2001年に一部改正あり）⁴。「社会主義的法治国家」と「司法権」の文言は、1992年憲法の2001年一部改正で初めて挿入された。すなわち、ベトナムは、「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家」と規定され（2条）、前述の通り、民主集中制を前提とする三権の分業と協同の中に司法権が位置づけられるにいたった。

司法権は、憲法に明記され、裁判所は他の国家機関と協同して事実上司法権の行使にあたることになったものの、人民（人民参審員を含む）、国会、人民評議会の統制を受けることから、その独立性に関わりうる。裁判官は、人民の監察を受け、違法行為を行った場合は賠償責任を負う（2004年民事訴訟法13条、2003年刑事訴訟法30条）。ベトナム共産党は、国家と社会の指導勢力で（1992年憲法4条）、後述の司法改革方針も打ち出している。もとより、裁判官のほとんどは共産党員で、共産党自体に、司法、裁判、裁判官の指導ないし統制機能がありうる⁵。

裁判官の独立も、必ずしも十分保障されているとは言えない。裁判所内部の統制に関わる制度に、裁判所の解釈指針がある。裁判所の通達は、法規範の一つで、官報とウェブサイトで公表されており、相当多い。裁判は多数決制であるが（1992年憲法131条）、裁判官は結論を決める前に、裁判所長や上級裁判所の裁判官へ照会を行うことが慣例化している⁶。裁判中に裁判所長、上級裁判所へ報告しなかったことを理由に懲戒された事例もあり、裁判中の事件報告は裁判所内部のいわば不文の法と化している⁷。

その他に裁判の独立に関わるものに、事件配点（裁判所でどの事件をどの裁判体が担当するか）がある。裁判所長は、担当裁判官、人民参審員と書記官を指定する権限を有し（2004年民事訴訟法40条、2003年刑事訴訟法38条など）、裁判所により裁判所長の裁量などで行われる⁸。

（2） 検察の監督

人民検察院の権限には、公訴権の提起のほか、いわゆる一般監督（検察）がある。監督の対象は、1992年憲法では、「各省、省級機関、その他の政府機関、地方政府機関、経済組織、社会組織、人民武装単位および人民」の法律遵守と、多岐に渡っていたところ、2001年一部改正により、その対象は「司法活動」へ縮小された（137条）。

民事裁判の検察による監督は、2004年の民事訴訟法で、民事事件及び非訟事件の適法及び適時の解決のため、人民検察院は、民事手続における法順守を検察し、法令の規定に従い申立て、訴え、又は異議申立てをする権利を行使するものとされた（21条）。人民検察院が公判期日に立ち会う対象事件は、①裁判所が証拠を収集し当事者が不服を申し立てた事件、②裁判所が管轄する非訟事件と、③判決又は決定に対し人民検察院が異議を申し立てた民事事件及び非訟事件に限られていた（同条）。

刑事訴訟手続においても、2003年の刑事訴訟法で、検察院は、公訴権を行使して起訴を行うほか、法律遵守を検察し、訴訟執行機関又は訴訟執行人及び訴訟参加人の法律違反を適時に発見し、その機関又は個人の法律違反を排除するための措置を講ずるものとされる（23条）。

（3） 監督審

ベトナムの裁判所の審級は、県級人民裁判所、省級人民裁判所、最高人民裁判所の三級二審制で、その他に軍事裁判所で構成される。前述の通り、憲法上、最高人民裁判所には他の裁判所の裁判（審理）を監督する権限があり（1992年憲法134条）、厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の審理を監督し、最高人民裁判所は全審級の裁判所の裁判を監督する（2004年民事訴訟法18条、2003年刑事訴訟法21条）。

裁判所の判断は、上訴手続のほか、法的効力を有する判決・決定に対する再審及び監督審手続にかかる。再審は事実問題の誤りを是正する一方、監督審は重大な法律違反の是正を扱う。県級人民裁判所の判決・決定に対する監督審は省級人民裁判所で、省級人民裁判所に対しては最高人民裁判所で、最高人民裁判所に対しては同裁判所の裁判官評議会で、それぞれ行われる。

監督審手続に従って異議を申し立てる根拠は、以下の通りである。すなわち、民事裁判では、①判決又は決定の結論が事件の客観的事実と矛盾し、②法律手続において重大な違反があり、③法律の適用において重大な過誤があることである（2004年民事訴訟法283条）。刑事裁判では、①公判期日における尋問が一方的又は不十分で、②判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合しておらず、③捜査、起訴又は裁判において重大な刑事訴訟違反があり、④刑法の適用において重大な過誤があることが、それぞれ要件となっている（2003年刑事訴訟法273条）。

監督審の申立て権者は、最高人民裁判所と最高人民検察院の長官（対象は最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定を除くすべての事件）、省級人民裁判所と省級人民検察院の長官に限られる（対象は県級人民裁判所の判決・決定（2004年民事訴訟法285条、2003年刑事訴訟法275条）。当事者、個人、機関又はその他の組織には、裁判所の法的効力を有する判決又は決定における法律違反を発見し、上記の申立て権を有する者に通知する権利があるにとどまる（2004年民事訴訟法284条1項（通知は書面による）、2003年刑事訴訟法274条）。

異議申立て期間は、判決又は決定に法的効力が発生した日から起算して、民事裁判で3年以内（2004年民事訴訟法288条）、刑事裁判で有罪判決を受けた者に不利な異議申立ては1年以内で、有利な異議申立てはいつでも可能である（2003年刑事訴訟法278条）。監督審決定に対しても重ねて異議申立てが可能であり（最高人民裁判所裁判官評議会決定を除く、2004年民事訴訟法291条、2003年刑事訴訟法279条）、判決の確定しない時期はさらに長期化する。

（4）法曹制度

最高人民裁判所と最高人民検察院の長官の任命・解任・罷免は、国家主席の国会に対する提案にもとづいて（1992年憲法103条）、国会によりなされる（同法84条）⁹。最高人民裁判所副長官と裁判官、最高人民検察院副長官と検察官の任命・解任・罷免は、国家主席の権限である（同法103条）。その他の裁判官の任命等の権限は、2001年の憲法改正で国家主席から最高人民裁判所長官へ移った。裁判官の職に任命されるための基準（法学士の取得と実務経験など、2002年人民裁判所組織法37条1項）を十分満たす者は、裁判官選任委員会による選任及び提議を受けなければならない（同法39条）。地方人民裁判所の長官、副長官は地方人民評議会常任委員の同意を得て、地方人民裁判所の裁判官は裁判官選任委員会の提議に従って、それぞれ最高人民裁判所長官により任命等が行われる（同法40条）。最高人民裁判所長官の任期は国会の任期（5年）に従い、その他

の裁判官の任期は5年であった（同法40条1、5項）。

人民参審員は、法律の規定に従い、人民裁判所の裁判（審理）において、裁判官と同じ権限を有し、独立でかつ法律のみに従う（1992年憲法129、130条）。地方（県、省）人民裁判所の人民参審員は、同級の祖国戦線委員会の勧告に従い同級の人民評議会により選ばれ、同級の祖国戦線委員会の合意を得た後に同級の人民裁判所の長官の提議に従い人民評議会により免任、罷免される。任期は、同級の人民評議会の任期に従う（2002年人民裁判所組織法41条）。

3 2010年代半ばまでの法改正等

（1）共産党の司法改革方針

ベトナム共産党では、5年に1度開催される党大会の中央執行委員会政治報告などで、司法改革の指導理念が打ち出されてきた。共産党政治綱領（2011年改訂）も、司法改革の方向性に影響を与えている。その他に、2000年代からは、ベトナム共産党政治局決議により、司法改革の方向性が打ち出されてきた。2002年1月の政治局第8号決議「今後の司法活動の重要任務」は、社会主義的法治国家の堅持のために、健全で力強い司法機関の構築や近代化などを求める内容で、前年末の憲法一部改正や、同年の人民裁判所組織法、人民検察院組織法改正に影響が及ぼされた。2005年の政治局第48号、49号決議では、ベトナム法制度の2010年までの発展向上戦略及び2020年までの方針と、2020年までの司法改革戦略が、それぞれ示されている¹⁰。以下で、本稿のテーマである裁判統制に関わる主な内容を記す。

第48号決議では、司法機関について、独立した法的に正しく迅速、厳明な裁判所の保障、審理における各審級の裁判所間の独立性を保障する方針での地方裁判所の管理制度の整備、人民検察院の司法活動の起訴、検察の機能の良好な実施を保障する方向での法整備と公訴院の研究などが打ち出された。訴訟手続については、司法活動に対する人民の参加と監査を保障する方向での改革と、各審理公判における訴訟での争いの質の保障などが提起された。

第49号決議では、2002年の第8号決議を受けて、訴訟手続の統一性、民主、公開、透明性の強化や、人権の尊重と権利の保護の保障、検察官、裁判官の法的責任と権限の向上、監督審と再審手続の段階的整備及び異議申立ての根拠の綿密な規定と異議申立てを行う人の責任に関する規定、一定条件を満たす裁判の事件の手続簡略化、審理公判における当事者主義の向上、人民検察院の公訴権行使と司法活動の監査の現行機能の維持、弁護士が裁判所の公判で弁論を良好に実施するための保障制度の整備、判決文公開の段階的实现、国会の司法活動監査機能の強化、司法活動に対する共産党の指導制度の完成や、県級人民裁判所の審理の権限の増強などの方針が示されていた。

裁判所制度の組織と活動の刷新に関しては、上記の第49号決議とともに、2010年7月28日の裁判所、検察院および捜査機関の組織と活動計画に関する第79号政治局結論と、2014年3月12日の第49号決議の継続実施に関する第92号政治局結論で繰り返された¹¹。これらのベトナム共産党政治局文書は、人民裁判所が、行政単位ではなく、4つのレベルの管轄、すなわち、最高人民裁判所、高級人民裁判所、省級人民裁判所と第一審裁判所（県級人民裁判所）で組織されなければならないことを主張するものであった¹²。また、裁判所管轄の調整、司法権行使の促進、裁判官と人民

参審員の独立の保障と向上、公判における当事者対抗主義の保障、監督審および再審手続の裁判所管轄変更に関する修正、略式手続の設立、裁判所の判決および決定の執行保障など、訴訟法改正の方向性を指し示す重要性を帯びていた¹³。

(2) 民事訴訟法改正 (2011年)

民事訴訟法は、2011年3月の一部改正後、2012年1月1日に施行された¹⁴。共産党の司法改革方針に沿って、当事者の自己決定権（58条2項a、処分権主義に類似）、論争権の保障（23条a、弁論主義に類似）、その他の当事者の権利の拡充や、県級人民裁判所の管轄拡大（33条）などが定められた。

人民検察院が第一審の公判期日に立会う事件は、①民事非訟事件の第一審の会議期日のほか、訴訟事件の第一審のうち、②裁判所が証拠収集を行った事件、③紛争の対象が公用財産、公共の利益、土地使用権又は住宅である事件、④当事者の一方に未成年者と心身に障害のある者がいる事件となった(21条)。すなわち、前述の2004年民事訴訟法の規定と比較して、検察院の監督対象は、②で当事者が不服申立てをした事件に限られなくなり、③④が追加されたことになる。この検察官の立会対象事件の拡大は、当事者が裁判所の証拠収集に不服申立てをしていない事件でも法遵守の検察の実効性を高めるとともに、客観性を確保し、法律違反を低減させる趣旨によるものとされる¹⁵。

また、控訴審の公判期日立会は、従来は、検察官が異議申立てをした事件と第一審で立ち会った事件のみであったところ、対象が全事件に拡大し、控訴審、監督審、再審の会議期日、公判期日にも参加するものとされた（21条3項、監督審と再審には従前より立会義務あり）。この改正の背景には、控訴審の判決・決定も、再審・監督審の決定と同様に即時に法的効力が生じるため、特に国家の財産に関する事件や当事者が社会的に弱い立場にある事件で問題が大きく、その更正・回復が困難になるという考えによる¹⁶。この条文の施行について、最高人民検察院は、最高人民裁判所と協調して、指導する主たる責任を負う旨も追加された（同条4項）。

第一審の公判期日に検察官が参加する場合は、従来、訴訟参加人の弁論と答弁の後、裁判長が検察官に事件の解決に関する検察院の意見を陳述するよう求めていたが、2012年の法改正で、裁判長の求めの文言は削除され、検察官は、事件解決の経過における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議時点までの民事訴訟参加人の法律執行について意見を発表するものとされた（234条1項）。この条文の施行についても、最高人民検察院は最高人民裁判所と協調して指導する主たる責任を負う（同条2項）。加えて、控訴審公判の立会時、検察官が、控訴審段階における民事事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する旨の規定も追加された（273条a）。

監督審の規定は、監督審手続を発動する異議申立て権者（裁判所、検察院の長）に対する当事者の書面通知について、提議期間は1年以内になった(284条)。提議書の記載内容は、提議の理由や、自己の要求に根拠があることを証明する資料、証拠の提出などを含めて具体化された（284条a）。当事者からの提議書を受領した裁判所、検察院の対応手続には、受領簿の記入、受領済確認書の当事者への発行などが定められた。また、監督審手続の異議申立て権を有する者は、提訴状、事

件記録の研究を行い、異議申立て権を有する者の検討、決定のための報告をする幹部を割り当てる責任を有し、異議申立てをしない場合は当事者に対して文書で通知するものとされた（同条b）。また、異議申立て期限は、3年以内であったところ、2年間の伸長を可能とする条件が追記された。すなわち、①当事者が提議書を提出しており、異議申立て期間満了後にさらに提議書を提出した場合と、②283条に規定する法律違反（異議申立て根拠）があり、当事者、第三者の権利利益に対する重大な侵害があり、又は国家の利益を侵害するものであって、その法的効力を有する判決、決定の中の誤りを克服するために異議申立てをしなければならない場合である（288条）。同条文改正の目的は、異議申立ての期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済にある¹⁷。監督審の破棄の対象は、判決または決定の全部のほか一部が加わった（297条）。

さらに、監督審を含む最上級審である最高人民裁判所裁判官評議会は、同評議会の決定に法律の重大な違反を確認できる根拠があるとき、又はその決定を発したときに同評議会、当事者が知りえなかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときに、国会常務委員会の要求、国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議、最高人民裁判所長官の提議がある場合、同評議会がその決定を再検討することになった（310条a、b）。

（3）憲法改正（2013年）

ベトナム社会主義共和国憲法については、1992年憲法（2001年部分改正）の改正論議があり、2013年1月に第一草案が公表され、3月末までパブリックコメントに付された。全戸に草案が配布され¹⁸、約2700万通の意見が寄せられたという。その後、同年11月28日に改正され、2014年1月1日に施行された。多くの条文が修正されており、事実上の新憲法である。

2013年憲法の主要な改正点の一つは、2条に、国家権力は統一的で三権の行使の際に国家機関の間で「配分、協同する」に、「抑制（検査）する」の語が追加されたことである。また、公民の権利と義務に関する規定は、第5章から第2章へ前倒しされ、標題に「人権」の語が加わり、「公民の基本的な権利と義務」から「人権、公民の基本的な権利と義務」へ変更された。人権は、法律の規定によらなければ制限されないことが明記され（14条2項）、生存権（19条）や、プライバシーに関する権利（21条）が新たに規定された。

訴訟手続に関わる内容では、二重裁判禁止の原則（「何人も、一つの犯罪につき二回判決を受けない」（31条3項））が初めて規定された。あらためて明記された内容には、無罪推定原則、裁判公開の原則と弁護人依頼権がある。無罪推定原則は、1992年憲法で、「裁判所の有罪判決が法的効力を有さない場合、何人も有罪とみなされないし、刑罰を受けることはない」と規定されたが（72条）、2013年憲法では、「罪を犯したとして訴えられている者は、法律の定める手順に従って証明され、裁判所の有罪判決が法的効果を有するときまで、無罪を推定される」とより明確化された（31条1項）。

裁判公開原則と弁護人依頼権は、1992年憲法で人民裁判所、人民検察院の章に規定されており（131条、132条）、2013年憲法でも同様であるが（103条3項、7項）、重ねて第2章にも書き込まれた（31条2項、4項）。後者の弁護人依頼権は、1992年憲法で被告人に保障されていたが、2013年憲法では被疑者に拡大され、「逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理を受けた者は、自己を

弁護士、弁護士又は第三者に弁護士を依頼する権利を有する」と詳細化された。

人民裁判所、人民検察院に関する章では、人民裁判所の性格規定が、1992年憲法の「審理機関である」(127条)から、2013年に「審理機関であり、司法権を行使する」(102条1項)に変更された。そして、「人民裁判所は、正義を擁護し、人権、公民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益を擁護する任務を有する」旨が追記された(同条3項)。また、「裁判官、参審員は¹⁹、独立して法令のみに従って審理する」という従来からの規定に、「機関、組織、個人が裁判官、参審員の審理に干渉することを厳禁する」という一文が付された(103条2項)。

訴訟手続に関しては、「審理中は争訟原則が保障される」(103条5項)という当事者主義的な規定と、「第一審、控訴審の審理制度は保障される」(同条6項)という二審制に関わる規定も、それぞれ新設された。

検察による監督は、2001年改正同様、司法活動が対象である(107条1項)。裁判所内部の裁判監督は、最高人民裁判所が、その他の裁判所の審理を監督するほか(104条2項)²⁰、「審理実務を総括し、審理における法令の統一的な適用を保証する」という文言が付け加えられた(同条3項)。

人民参審員制度については、2013年憲法で簡易手続への関与が除かれたほか、1992年憲法に規定されていた「裁判(審理)の際、参審員と裁判官は同じ権限である」旨の文言がなくなった(103条1項)。

(4) 人民裁判所組織法、人民検察院組織法改正(2014年)

2013年憲法に対応して、人民裁判所組織法と人民検察院組織法が、2014年11月にそれぞれ改正された²¹。改正法案の検討過程では、人民裁判所が司法権の行使にあたる旨の明記、高級人民裁判所と高級人民検察院の設置や、裁判官の任期延長などが論点になっていた²²。実際の改正法では、それらが実現し、高級人民裁判所と高級人民検察院の設置が規定され、裁判官、検察官とも、最初の任期は5年、再任または異なる等級の裁判所の任命後の次の任期は10年とされた(人民裁判所組織法74条、人民検察院組織法82条)。

監督審と再審は維持された。高級人民裁判所裁判官委員会は、土地管轄に属する省、中央直轄都市人民裁判所、県、区、市社、省所属都市及び同等の人民裁判所の法的効力を生じた判決、決定のうち、訴訟法の規定に従って異議が申し立てられたものに対する監督審、再審の任務と権限を有する(人民裁判所組織法31条2a)。

最高人民裁判所は、上級審としての役割が高級人民裁判所へ移管され、監督審、再審などの機能が残った。すなわち、最高人民裁判所裁判官評議会は、監督審、再審のほか、法令の統一的な適用について各裁判所を案内する議決を発行することや、各裁判所が研究し、審理において適用することができるよう、最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決、決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させて、判例を公表することを含む任務と権限を有するものとされた(同法22条2項a、b、c)。

裁判官は、最高人民裁判所裁判官、高級裁判官、中級裁判官、初級裁判官の職に分類された(同法66条)。従来の各級裁判所裁判官選任評議会に代えて、国家裁判官選抜・監察評議会が新設され、最高人民裁判所長官に対して、最高人民裁判所裁判官への任命、免任、解職要請の承認を国

会に、その他の各裁判所の裁判官への任命、免任、解職の決定を国家主席に、それぞれ要請する任務、権限が規定された（同法71条）。裁判官の異動、転任は、最高人民裁判所長官ならびに省、中央直轄都市人民裁判所長官により決定される（同法78、79条）。

（5）再度の民事訴訟法改正（2015年）

2013年憲法の内容を受けて、民事訴訟法の2011年に続く改正が2015年11月に行われ²³、2016年7月1日に施行された。

2013年憲法の103条5項を受けて、争訟原則に関する規定は、2011年改正法よりも拡充されている。すなわち、当事者と弁護士は、裁判所が民事訴訟・非訟事件を受理した時点で、資料、証拠を収集、提出する権利を有し、提出した資料、証拠を互いに通知し、自己の合法的請求、権利及び利益を擁護し、又は他人の請求に対し争うための証拠及び適用法の評価に関し、陳述、答弁、観点の発表、立論する義務を負うものとした（24条2項）。2013年憲法103条6項の規定する二審制は、2015年民事訴訟法で保障されている（17条1項）。あわせて、既に法的効力を有する裁判所の判決、決定につき法律違反があった、または新たな事実関係が発見された場合の監督審または再審による再審理も規定されており（同条2項）、監督審、再審は存続している。

公判手続では、当事者主義的な要素が強くなった。すなわち、公判期日における争訟は、事件における当事者の請求を解決するための証拠提示、尋問、答弁、回答、及び事件の証拠、事実関係、紛争のある法律関係、適用法の評価に関する観点の発表、立論を含むものとされ（247条1項）、公判期日の裁判長は、争訟のための時間を制限することなく、争訟の参加者がすべての意見を陳述できるよう条件を整えるが、事件に関連のない意見の陳述を止めるように求める権利を有するものとされた（同条3項）。

尋問の順序は、旧法での裁判長、人民参審員、当事者の合法的権利及び利益の弁護士、当事者及びその他の手続参加者、検察官（参加する場合）の順から、当事者、その合法的権利及び利益の弁護士、被告、その合法的権利及び利益の弁護士、その後関連する権利及び義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護士、手続のその他の参加者、公判手続の裁判長、人民参審員、公判手続に参加する検察官の順へ変わった（249条）。その他に、2013年憲法で人民参審員の除外を定める簡易手続が、2015年民事訴訟法で定められている（316-324条）。

人民検察院の公判期日立会権限は、2011年民事訴訟法とほぼ変わっていない。対象事件が、当事者の一方に未成年者と心身に障害のある者がいる事件から、当事者に未成年者、民事行為能力喪失者、民事行為能力に制限がある者、行為の認識及び制御が困難な者がいる事件に変更された程度である（21条2項）。検察官は、2004年法同様、同級の検察院長官が指名した検察官は、公判期日に出頭する義務を有する（232条1項）。しかし、検察官が欠席した場合には、審理合議体は、事件の審理を継続し、公判期日の延期はしない旨が追記された（同条同項）。

検察官は、2011年法同様、手続の参加者が弁論及び答弁を終えた後、訴訟法の遵守についての意見を陳述し、事件解決についての意見を陳述する（262条）。さらに、公判期日終了後、直ちに検察官は裁判所に意見の陳述書を送付し、裁判所は事件記録に保管しなければならない旨の規定が追加された（同条）。

監督審の規定は、異議を申立てられた裁判所の法的効力を有する判決又は決定の再検討として残っている(326-350条)。監督審の要件については、①結論が客観的事実関係と矛盾する場合、②重大な手続違反の場合、③法律の適用の過誤の場合という従来の3類型には変更はないものの、当事者の権利若しくは合法的利益の侵害又は国家若しくは公共の利益の侵害(③のみ)という要件が追加された(326条1項)。監督審の申立てについて権利侵害要件による絞りをつけることで、真に救済が必要な事件への資源集中を図ろうとしたものと解されている²⁴。

監督審の申立権者については、省級人民裁判所長官は申立権を有しないこととなった(331条)。省級人民裁判所長官は、監督審の要件があると思料する判決・決定を発見した場合は、高級人民裁判所長官又は最高人民裁判所長官に対して監督審の開始を建議する(327条3項)。また、監督審裁判所が出す結論の種類は、原審判断を維持する、原審を破棄して第一審の判断を支持する、破棄して再審理のために差し戻す、破棄して事件処理を中止するという選択肢に加えて、原審判断を修正することができるようになった(343条5項)。

(6) 刑事訴訟法改正(2015年)

刑事訴訟法は、民事訴訟法同様、2015年11月に改正され²⁵、2016年7月1日に施行された。2013年憲法103条5項の争訟原則は、刑事訴訟法改正にも反映された。2003年刑事訴訟法で規定された「法廷での平等権の保障」(19条)は、2015年法で「公判における争訟の保障」に題目が変わり(26条)、当事者の対等な権利が保障された上での適正な証拠にもとづく争訟による裁判が規定されるにいたった。以下は26条の内容である。

立件、捜査、起訴、公判の過程において、捜査官、検察官、その他の刑事訴訟手続きを執行する権限を有する人物、および、「被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人等」、告発人、弁護士、またその他の訴訟参加人は全て、証拠提出、証拠評価、事件の客観的事実の解明要求に関して、平等の権利を有する。

検察院が裁判所に送付する事件帳簿の書類および証拠は、不足なく、合法的でなければならない。刑事事件の公判には、不可抗力または正当な支障の事由がある場合を除き、本法律に定める人物は全員出廷しなければならない。裁判所は、検察官、被告人、弁護士、およびその他の訴訟参加人が十分に自身の権利を行使し、義務を履行できる条件、また裁判所における民主的な争訟、平等の条件を整える義務を負うものとする。

犯罪の発生の有無、無罪の証明、刑事責任を加重減輕する事実関係、科罰を決定する刑法の適用条項、刑罰の決定、被告人による損害賠償の程度、証拠物の取扱い、およびその他の、事件解決にとって重要な事実関係を確定する全ての証拠については、公判時に提出し、争訟し、解明するものとする。

裁判所の判決または決定は、公判での検査結果、証拠評価および争訟の結果にもとづくものでなければならない。

2013年憲法105条6項の定める二審制も、2015年刑事訴訟法で明記され、第一審公判・控訴審の

制度が保障される（同法27条1項）。他方、監督審、再審は維持されている（同条2項）。

2015年刑事訴訟法の注目されるべき内容としては、前述の当事者対抗主義や不遡及処罰の禁止（14条）のほか、無罪推定原則の明確化（13条）、訴追者の権限と訴訟手続参加者の権限拡大（34-71条）、弁護人に関する規定の充実（72-84条）、証明と証拠に関する規定の充実（85-108条）、身体拘束を含む予防措置、強制措置の明確化（109-131条）、被疑者、証人、取調べの録音録画と裁判合議体による確認（183、187、188、189、313条）、盗聴を含む特別捜査手続（223-228条）、法人の刑事責任の追及手続（431-446条）、犯罪告発人などの保護規定（484-490条）が指摘される²⁶。その他に、18歳未満の少年に対する特別手続が設けられている（418-430条）²⁷。

監督審手続きに基づく異議申立ての根拠については、2003年刑事訴訟法273条1項にあった「公判期日における尋問が一方的でまたは不十分である」が削除された。従って、2015年刑事訴訟法では、①裁判所の判決または決定の結論が、事件の客観的事実関係に適合していない、②捜査、起訴または公判段階において重大な刑事訴訟違反があり、事件処理にとって重大な過失につながった場合、③法律の適用において重大な過誤がある場合の3つになった（371条）。

その他の監督審に関する変更点は、民事訴訟法の2011年、2015年改正内容とほぼ同様である。省級人民裁判所長官に異議申立て権はなくなった（373条）。既に法的効力が発生している裁判所の判決・決定に法律違反があることを発見したときの通報または陳述の手続が新設された（374、375条）。他方、民事訴訟法と異なり、法的効力を発してから1年に通報期限を限定する規定はない。監督審による原判決の訂正が可能になった（393条）。また、最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の再検討手続きが規定されている（404-412条）。

4 裁判統制制度への影響

ベトナムの国家機構には「裁判統制制度」が内在すると考えられるところ、憲法、民事訴訟法の改正などが重ねられてきた。これらの法改正が「裁判統制制度」へ及ぼしうする影響を検討したい。

（1）司法権の位置づけ

2013年憲法では、2001年一部改正による三権の「分業」と「協同」の規定に加えて、三権の「抑制」と裁判所による「司法権」行使が追記された。文言上は、三権の均衡と抑制という意味での分立に近づいたかに映る。同改正により、人権規定は憲法の章立てで前倒しされ、中身もある程度豊富化され、人民裁判所は司法権行使と人権等の擁護にあたる旨が明記された。以上から、少なくとも法文の上で、司法権は独自の機能を付与されたことになる。

他方、2013年憲法の起草段階では、立法、司法、行政の活動で憲法違反がないかを審査するために国会議長、副議長や議員を構成員とする憲法評議会の設置が検討されたものの、最終的に盛り込まれなかった経緯がある。法令の解釈権限は依然として国会常務委員会にあり、裁判所は人民、国会、検察などの監督に付される。行政訴訟制度は2011年に整備されたばかりである²⁸。人民裁判所ないし司法権による立法、行政権の「抑制」には、いまだ困難が多いと言えよう²⁹。

(2) 検察の監督

前述のように、検察の監督対象は、2001年の憲法改正で司法活動に限定され、検察官の民事裁判への立会いは、2004年民事訴訟法で裁判所が証拠を収集し当事者が不服を申し立てた事件などの一定範囲に限定された。しかし、同法の2011年改正で、対象事件が追記され、控訴事件の全件立会いを含めて、検察による裁判監督の範囲が拡大した。人民検察院などでは審理不尽の恐れなどが唱えられているようであるが、裁判の独立の点では問題なしとしない。

(3) 監督審

監督審手続は、2011年民事訴訟法改正により、民事裁判の当事者による書面を通じた提議手続が整備されたが、監督審の申立権は依然として裁判所と検察院の長にあり、当事者の権限はないままに等しい。監督審の役割は法律問題の誤りの是正にあるとされるところ、実際の申立て事由には事実問題に関わりうる内容も見られる。異議申立て期間は、民事裁判で従来の3年でも短くはないところ、2011年の民事訴訟法改正でさらに2年伸長する道が開かれた。刑事裁判では、被告人に有利な場合に異議申立て期間の制限がなく、確かに被告人の便益にはなるにせよ、法律問題を理由として判決がいつまでも確定しえないことの是非は問われよう。

また、2011年の民事訴訟法改正では、最上級の審級である最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続が定められた。このいわば再々審ないし再監督審制度は、判決を執行できない事例が問題視され、国民の司法への信頼を高めるために導入された。立法過程で、司法省は「正義は絶対ではない」として反対したものの、最高人民裁判所が「司法制度に欠陥があり徹底的にやらないと正義を果たせない」として支持したとされ、審理の絶対性をめぐる議論が背景にあったという³⁰。

(4) 法曹制度

裁判官の身分については、2014年の人民裁判所組織法改正で、裁判官の任期が、前述の通り、最初の任期は5年、再任または異なる等級の裁判所の任命後の次の任期は10年になった。前掲のUNDP調査によれば、裁判官のおよそ7割は任期を無期限にすべきであると回答している³¹。ベトナムでは、裁判官に「1.6%過誤ルール」と称する運用があり、判決が上訴審で1.6%以上破棄されると再任されないため、裁判官は、再任期の5年目に近づくと、過誤を恐れてあまり仕事をしなくなると、まことしやかに語られていた³²。こうした事情を踏まえても、裁判官の独立保障の点で、任期延長は前進と言えよう³³。その他に、裁判所には、裁判官選任権を中央に統一して外部の影響力を弱める、予算編成権を裁判所に認めるなど、人と金を握りたい意向はあるにしろ、実際にどこまでできるかは難しいとされる³⁴。

弁護士については、2008年にベトナム弁護士連合会が発足した³⁵。入会に試験を要する律師(luat su)に会員資格があり、法学士を持つ律家(luat gia)であれば入会できる法律家協会とは異なる。律師は、2009年に3000人だったが、2012年に8000人ほどに増え、2020年には2万人の目標とされ、人口が急増しつつある。地方弁護士会も最後の1つが63すべてで設置された。憲法改正や土地法改正時には、弁護士連合会として意見表明を行い、貢献が認められた結果、政府は重要法案で弁

護士連合会に意見を求めるようになった³⁶。弁護士倫理行動規則も2011年に発効している。刑事事件の弁護人選任率は以前は1割ほどだったが、3割ほどに増加している一方、弁護士からは、被疑者の家族と会う権利が妨害される、刑訴法上の逮捕通知が送られてこない、拘留所でお金を要求されたなどの声も聞かれるという³⁷。弁護士の役割いかんにより、訴訟の当事者主義の実効性確保や国民の法意識の高まりに大きな影響がありうる。

人民参審員制度は、2013年憲法で、簡易手続から外れ、裁判官と同じ権限を持つ旨の規定はなくなったものの、主に人民による監視の意義があり、廃止に向けた議論は特にないとされる³⁸。

5 裁判統制制度の行方

(1) 裁判統制制度への影響の少なさ

本稿では、ベトナムの裁判統制制度について、共産党の司法改革戦略の下に進められてきた2010年代半ばの憲法、民事訴訟法、刑事訴訟法の改正を中心に、司法権の位置づけ、検察の裁判監督、監督審、法曹制度の異同を検討した。その結果、2001年憲法改正と2004年民事訴訟法で対象事件が縮小した検察の裁判監督は、2011年民事訴訟法改正で再び拡大し、監督審も、当事者からの提議手続整備、申立て期間の伸長と最高人民裁判所裁判官評議会の再検討により、利用が活発化する方向にあることを見出した。三権の「抑制」ないし分権化の若干の兆候は法文上見られるものの、実態としてなお顕在化しておらず、裁判監督の点はむしろ強化されつつあることがなかった。

ベトナムの権力行使のあり方は、1992年憲法までは国会か人民評議会を通じた間接民主制のみが規定されていたが、2013年憲法では、「人民の直接民主制により、あるいは国会、人民評議会及びその他の各国家機関を通じた代表民主制により、国家権力を行使する」(6条)と規定された。同憲法で、複数政党制は採用されておらず、政治への意見の反映ルートは限られているものの、直接民主制と、国会及び人民評議会以外の国家機関を通じた間接民主制のルートが開かれつつある。司法分野でも、監督審での異議申立て権者に対する当事者の提議手続の整備は、人民に対する説明責任を果たす方向での改正として評価されうる。裁判の当事者主義は、憲法、訴訟法で規定される方向にあることから、被疑者、被告人の権利保障、無罪推定原則の明記や、増加する弁護士の取組みとあわせて、民主集中の言葉に実質が伴われつつあると言えよう。

国家機関による権限行使のあり方については、2001年憲法改正により三権の行使における権力の配分と協同が、2013年改正で抑制の語が、それぞれ定められた。2001年改正では、司法権の名称が規定され、地方裁判所裁判官の任命権が国家主席から最高人民裁判所長官へ移り、2013年に人民裁判所が司法権を行使する旨が明文化された。2013年憲法では、第9章の名称が「人民評議会及び人民委員会」から「地方政権」へ変更された。新規定により、地方政権は、上級の国の機関の検査、監察に付される一方、地方における憲法及び法令の施行を組織、保障し、法律が定める地方の各問題を決定し、必要な場合は上級の国の機関のいくつかの任務の実施を当該任務の実施を保障する条件とともに委ねられるなどの内容がある(112条)。これらの条項に注目して、地方自治の可能性が開かれたという評価する向きもある³⁹。以上の法改正は、分権化の表れと解さ

れ、上記の民主化と司法権の独立があいまって、漸進的にベトナムの司法と裁判のあり方に変化を及ぼしうる。

他方、検察の裁判監督や監督審のあり方は、ロシアで改革される前のいわば社会主義の原型をほぼとどめており、ベトナムの「裁判統制制度」は、市場経済化と共存する独自のものと言える。司法改革の議論では、誤判がしばしば批判され、裁判官の学歴要件を含めて専門化の向上が要請されてきた。前述の民主化、分権化とともに、専門化が、近年のベトナム社会及び司法の特徴と思われるところ、裁判統制のあり方がほとんど変わっていない。その理由は、裁判統制が、民主化、分権化、専門化の流れの影響を受けにくい性格を持つためではなかろうか。ただし、人民参審員の権限につき、2013年憲法で、裁判官と同等とする旨の規定が脱落した点については、詳細は不明ながら、民主化よりも専門化を重んじた結果かもしれない⁴⁰。

裁判統制制度は、民主化、分権化、専門化にほとんど影響を受けていないように見受けられる。それでは、ベトナムの裁判統制制度は、今後も存続するのであろうか。2020年までの共産党政治局第48号および49号決議の司法改革戦略の方向性で、2013年憲法の規定に沿った刑事訴訟法、民事訴訟法などの改正がなされている。2016年4月4日の政治局第1結論で、2005年の第48号決議の継続実施が提起され、司法関係職等の活動の増強が目指されているところ⁴¹、ベトナムの裁判統制制度の変化を見通すことは、少なくとも当面の間は難しいと言えよう。そこで次に、裁判統制制度のあり方について、民主化、分権化、専門化以外のものにも留意して検討したい。

(2) 裁判統制制度の行方

2004年の民事訴訟法制定支援に関与した井関は、監督審制度の目的について、適正な（と監督審裁判所が考える）法適用の確保と法の統一的な適用にあるとし、法が社会管理の一手段で、社会主義体制を高め、国民が真摯に法を守るように教育する思想が、監督審制度の基礎にあると指摘する⁴²。これらの目的に関わる論点を以下で検討する。

まず、適正な法適用の確保である。裁判監督や監督審の主目的として、裁判の過誤の減少を含む質の向上が唱えられる。ベトナムで、裁判と法曹の質の向上は、司法に権限と独立性を付与する方法によらず、むしろ、裁判所内外の統制を強め、法曹に過誤の責任をとらせることによって獲得することが企図されている。裁判所外部からの統制については、共産党政治局決議で、検察の公訴機関化に向けた研究が挙げられている。しかし、検察院は外から裁判所を見張らないといけなという姿勢で、一時、監督対象をいったん狭めたが、誤審が増えたということで、改正民訴法でまた広げられた。監督対象を広げた結果、誤審が減ったと検察院は言っているとのことで、手を弱めて失敗したという認識のようである⁴³。

監督審は、民訴法改正で当事者からの申し立て（監督審職権発動の促し）が可能となったため、事件数が増えると予想される。ベトナム現地では、監督審の数を減らそうという話はあるけれども、なくそうという話は聞かれないが、予測可能性の乏しさに対する不平は聞かれるという⁴⁴。いわゆる実体的真実主義が根強く、裁判所が責任をもって「真実」を明らかにしないとイケないと考えられている向きがあり、裁判所内部の裁判指針については、特に減らす話が出ておらず、逆に下級審の裁判官からは案内を出して欲しいという声が上がっている⁴⁵。

裁判の質の向上のためには、つまるところ、有能な人材を裁判官として確保、育成し、証拠と手続に照らして事実を認定し、法令の適用と刑の量定や損害賠償額の算定を行う、裁判の基本に立ち返ることが重要である。事実確認は難しいものの、ベトナムでは、当事者の賄賂の金額によって裁判内容が決まると言われることがある。ベトナム勤務の日本人弁護士によれば、汚職は裁判官、検察官ともに横行しており、賄賂を渡さずに勝訴することは至難の業であるという⁴⁶。仮にそうした事実があるとすれば、適正な事実認定と法令適用にもとづかずに一方当事者を勝たせる判決を生み出し、裁判過誤の一因になりえよう。疑念を差し挟む余地を狭める意味でも、能力にもとづく公正で透明性を確保した裁判官選考方法（メリットセクション）を工夫し⁴⁷、職業倫理の徹底をはかり、報酬面を含む裁判官の身分保障を向上させるとともに、裁判において両当事者に弁論を尽くさせ、判決で理由を示すことにより、当事者の納得を得て、上訴の根拠を与えることが期待される⁴⁸。

訴訟手続の当事者主義化は、共産党の司法改革指導方針の一つに掲げられ、2011年の民事訴訟法改正で当事者の論争権が保障され、2013年憲法で審理中の争訟原則が規定された。刑事訴訟法でも当事者主義化が指向されている⁴⁹。当事者主義の実質のためには、従来の職権主義的な審理方式からの移行、当事者の権利保障や、代理を行う弁護士のあり方も重要になる。

監督審については、井関により、批判的な見解が表明されてきた。すなわち、判決当事者に監督審請求権がなく自己決定権を阻害していること、監督審請求期間が長いこと判決を受けた当事者が不安定な地位に置かれることや、判決当事者の弁論権が監督審で保障されていないことで、これらは監督審が国民のためではなく国家秩序維持の制度であることを示しているとする⁵⁰。そして、監督審制度はいずれとりやめて、上告制度又は裁量上告制度を採用すべきであるとし、仮にすぐに廃止できないとすれば、判決当事者の申立てのある場合に限った監督審請求、監督審請求期間の大幅短縮化（3ヶ月あれば充分）、判決当事者の公判出頭権と弁論権の保障、監督審請求理由の厳格化を挙げる。また、監督審制度の目的である適正な法適用の確保は理解できるとしながらも、それを個々の判決を破棄する方法で実現しようとするのは有効な方法ではないとして、判例などの法解釈指針の制度と上訴制度とで実現する方が有効であるとする⁵¹。しかし、これらの提言は、2011年、2015年の民事訴訟法改正時に反映されなかった。

法の統一的な適用と教育効果にかかる、判例主義と判決書公開については⁵²、共産党の司法改革戦略に盛り込まれ、最高人民裁判所の年次報告と決議に照らして下級審裁判所が行動してきた。最高人民裁判所評議会の監督審判決の一部は公表されるものの、公開が進まない状態が続き、裁判官に自信がまだないために判決を人に見せられないことが背景にあると指摘されていた⁵³。新憲法でも、判例制度導入は議論されたが、明記されなかった。審理の法令の統一的な適用を、最高人民裁判所は判例としてきたが、「法の適用の統一」の内実は不明であり、国会常務委員会の解釈権も変わっていない。

その後、最高人民裁判所裁判所評議会は、2015年10月に「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」で、最高人民裁判所、高級人民裁判所の監督審決定ならびに同裁判所を始めとする下級審裁判所の判決・決定の中から、裁判所の審理において研究し、適用するためにふさわしいものを判例として選定し、公布するものとしており⁵⁴、若干の変化が見られる。その議決を受

けて、2015年民事訴訟法では、各裁判所の判決・決定のウェブサイト公開を規定するにいたった(269条3項、315条2項、350条2項、370条4項)。同法45条3項では、適用条項がない場合の民事訴訟・非訟事件について、慣習と同種法令が適用できない場合、裁判所は、民事法令の基本原則、判例、条理を適用して、民事訴訟・非訟事件を解決する旨も規定されている。最高人民裁判所長官も、判例の展開と適用を、2013年憲法および2014年人民裁判所組織法に照らして、法の統一的適用の確保、公判活動の質の向上、公正、人権と市民の法的権利および利益の保障の見地から、重要視している⁵⁵。

以上の検討から、ベトナムの裁判統制制度の行方は、民主化、分権化、専門化の流れに加えて、適正な法適用の確保と法の統一的な適用について、検察の裁判監督や監督審に見られる裁判所内外の統制以外の方法が選択されるかどうかにかかるところが大きい。その他に、社会主義的法治国家や、真実の絶対性の思想の内容と変化も、裁判統制制度の行方に関わりうる。

「正しい裁判があるはず」として「真実」を追求する考え方は、ベトナムの司法関係者からしばしば聞かれ、監督審と再審が存続して裁判の確定しにくい背景にあると思われる。判断の誤りに対しては、裁判官や人民参審員に過誤責任を負わせる方向にある。すなわち、2002年の人民裁判所裁判官及び人民参審員国会常務委員会令では、裁判官の法律適用の過誤責任(8条)、人民の監督規定(10条1項)などが置かれた。さらに、2005年の共産党政治局決議第48号を受けて、2010年に国家の賠償責任に関する法律が施行され、法令に反することを明確に知りながら又は故意に事件記録を悪用して違法な判決、決定を發布した裁判官や(28条4項)、監督審又は再審で判決、決定が破棄された原審裁判所は、賠償責任を負う(32、33条)。後者では、故意、過失により損害を発生させた公務執行者が、損害を受けた者に国家が賠償した金額を返済する義務を負うため(56条)、裁判官が人民裁判所へ賠償金額を支払うことになる。

西欧近代の訴訟制度は、裁判官も人間で判断の際に過ちを犯すことや、実体的真実と訴訟上の真実は異なることを前提にしており、証拠にもとづく裁判、証拠の優越、無罪推定の原則や、司法取引などに反映されている。当事者対抗主義も、両当事者の立証と弁論にもとづいて裁判官により判断が行われ、裁判結果が左右される点で、同様である。原告ないし検察官の主張の当否は、裁判官および人民参審員が全面的に判断するのではなく、適正に提出された証拠にもとづいて、民事訴訟では双方の当事者および弁護士の立証と弁論の優劣に、刑事訴訟では無罪推定原則の下に検察官が合理的疑いを超える証明をなしたかどうかにか、左右される部分が大きい。その意味で、裁判官は自由心証にもとづいて最終判断を行うにせよ、裁判の「正しさ」はいわば相対的なものである。裁判官と人民参審員以外に、裁判に関わる主体と手続にも判断権限をいわば分権化し、「訴訟法の規定の多くは、偏見に囚われ、誤りを犯しやすい人間が正しい裁判を行うために遵守する必要がある鉄則を述べた『書かれた理性』ともいべきもの」という認識が共有されるか否かが⁵⁶、ベトナムの裁判統制制度の行方に長期的には大きな影響を及ぼすであろう。

以上の検討から、ベトナムの裁判統制制度は、2010年代の司法ならびに訴訟制度の改革の中で、検察監督、監督審、社会主義的法治国家の理念や法の概念の点で、継続しているものの、民事訴訟法や刑事訴訟法の改正を経て条文化されてきた法定手続の保障と当事者主義を志向する規定内容が、裁判官、検察官、弁護士その他の司法関係者によりいかに実現されるかと、その基礎とな

る法学教育や法曹養成のあり方いかんで、潜在的な変容可能性があると考えられる。ベトナム社会は、市場経済化と国際的な潮流を受けて、急速に変動しつつあり、民法と刑法の2015年改正のほか、様々な分野での立法、法改正や制度変革が相次いでいる。今後のベトナムの司法のあり方が、共産党と社会の動向の中、法政策と運用の両面から、引き続き注目される。

* 本研究はJSPS科研費26285004の助成を受けている。

注

- (1) 飯考行「ベトナム—ミニ・シンポジウム「現存（旧）社会主義国における『裁判統制制度』の改革についての比較検討」」比較法研究69号（2008）181-188頁、同「ベトナムの司法改革とその課題—ドイモイ以降の二〇年間を中心に」名古屋大学法政論集255号（2014）367-455頁参照。
- (2) ベトナムの主要な法令の和訳等（ICD NEWS掲載済みのものが多数）は、以下の法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイトにて閲覧可能で（2017年1月末日最終訪問）、本稿でも参照した。
http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html
- (3) See The United Nations Development Programme, Report on the Survey of the Reality of Local Court Governance in Vietnam (2014).同報告書は、省級裁判所と県級裁判所の全裁判官を対象とする裁判所運営等に関するアンケート調査結果（2,516名の回答（回収率47%））の分析を含み、以下のUNDPウェブサイトよりPDFファイルを閲覧可能である（2017年1月末日最終訪問）。
http://www.vn.undp.org/content/vietnam/en/home/library/democratic_governance/reality_of_local_court_governance_in_viet_nam.html
- (4) 憲法規定の変遷、背景理念や社会背景につき、鮎京正訓『ベトナム憲法史』（日本評論社、1993）、中野亜里「ベトナム社会主義共和国」萩野芳夫他編『アジア憲法集（第2版）』（明石書店、2007）1099-1117頁（1992年憲法（2001年改正を含む）条文解説）参照。
- (5) 前掲注（3）UNDPアンケート調査結果によれば、省級裁判所裁判官の94.7%、県級裁判所裁判官の95.5%は共産党員であると回答している（p.102, Figure 53）。
- (6) See The United Nations Development Programme, *supra* note 3, pp.29-33. 同報告書によれば、合議体で意見が一致しない場合、省級裁判所裁判官の40.1%、県級裁判所裁判官の54.0%が裁判所所長に照会し、それぞれ18.4%と14.0%が上級裁判所に照会すると回答している（p.29, Figure10）。
- (7) See *Id.*, p.56, Box 4.
- (8) See *Id.*, pp.21-26.
- (9) ベトナムの裁判所及び裁判官制度の歴史につき、Penelope (Pip) Nicholson, *Borrowing*

- Court Systems: The Experience of Socialist Vietnam, Martinus Nijhoff Publishers (2007)、裁判所、検察院と法曹制度の概要につき、飯・前掲注(1)「ベトナムの司法改革とその課題」382-391頁参照。
- (10) 共産党政治局第48号、49号決議の和訳は、ICD NEWS 28号(2006) 22-41頁参照。
 - (11) 2013年2月のベトナムでの関係者ヒアリングによれば、2010年の第79号結論が、2005年の第48号決議を部分修正し、裁判所や検察庁の組織改編を方向づけているが、2014年の第92号結論ともども、公開されていない。
 - (12) See The Supreme Court, Salient Points of the New Law on Courts, Vietnam Law & Legal Forum January & February 2015 (2015) pp. 38-40
 - (13) See Truong Hoa Binh, General Orientations for Revision of Procedural Laws, Vietnam Law & Legal Forum April 2015 (2015) pp. 24-27.
 - (14) 改正部分の概要と和訳は、多々良周作「改正ベトナム民事訴訟法の概要」ICD NEWS 52号(2012) 48-79頁参照。
 - (15) 同上51頁参照。
 - (16) 同上52頁参照。
 - (17) 同上59頁参照。
 - (18) ただし、憲法草案の全戸配布については、ベトナムでのヒアリングの際、草案を配布されなかったという人にも会ったため、確認を要する。
 - (19) 2013年憲法では、1992年憲法の「人民参審員」「軍人参審員」の区別規定(129条)がなくなり、「参審員」の語が用いられている。
 - (20) 最高人民裁判所による裁判監督の文言は、1992年憲法で、地方人民裁判所、軍事裁判所、特別裁判所その他の裁判所(それらの裁判所の設立に際して法令で別に定める場合を除く)であったが(134条)、2013年憲法では、「最高人民裁判所は、法律で定める場合を除き、その他の各裁判所の審理を監督する」の一文にまとめられた(104条2項)。
 - (21) 各改正法の条文和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイト(前掲注2)で閲覧可能である(2017年1月末日訪問)。両法の施行期日は、一部条文を除いて2015年6月1日である。解説は、ICD NEWS63号(2015)掲載の「外国法例紹介」参照(175-182頁、古庄順、松本剛文責部分)。
 - (22) See Dinh Thanh Phuong & Nguyen Thi Hang Diem Mi, Revised Law on Courts: Why Terms of Office of Judges Should Be Extended, Vietnam Law & Legal Forum September 2014 (2014) pp.20-22.
 - (23) 改正法の条文和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイト(前掲注2)で閲覧可能である(2017年1月末日最終訪問)。主な特徴と改正点につき、酒井直樹「2015年ベトナム民事訴訟法の概要」ICD NEWS 68号(2016) 43-48頁参照。
 - (24) 酒井・同上47頁参照。
 - (25) 改正法の条文和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイト(前掲注2)で閲覧可能である(2017年1月末日最終訪問)。法改正前の議論につき、See Ha Hung Cuong, New

- Constitution Lays a Firm Legal Foundation for Judicial Reform, Vietnam Law & Legal Forum July & August 2014 (2014) pp. 41-45. Nguyen Van Quang (西岡剛仮訳)「ベトナム刑事訴訟法改正に関する実情及び問題点」ICD NEWS 56号(2013) 48-79頁(法整備支援研修 報告レジュメ)は、刑事訴訟法の監督審を限定的に規定すべきであるという見解を表明していた(「監督審の異議申し立ての根拠をしっかりと規定する。1つ目は、法律適用に重大な誤りがあり、これにより事件処理において、重大なミスが生じたという場合。2つ目は、訴訟手続きに違反があり、これにより、事件解決に重大なミスが生じた場合である。訴訟手続きの違反、又は法律適用の誤りがあっても重大な効果が発生しなかった場合には、監督審の異議申し立てのための根拠とはみなされない。第三審ではなく、特別手続きであるという監督審の性質に適合するように、異議申し立ての範囲における限界のみをもうけるという方向で、監督審の範囲を改正する」(75-76頁))。
- (26) See Do Ngoc Quang, Ten Progressive Developments in the New Criminal Procedure Code, Vietnam Law & Legal Forum July 2016 (2016) pp. 24-26, 29 and August 2016 (2016) pp.24-27.
- (27) See Le Huynh Tan Duy, New Criminal Procedure Code Better Protects Juveniles, Vietnam Law & Legal Forum October 2016 (2016) pp. 21-24.
- (28) 多々良周作「ベトナム行政訴訟法(新法)の概要」ICD NEWS 48号(2011) 154-195頁参照。人民参審員の参加(13条)、人民検察院による法令遵守の検察(審理立会)(23条)、監督審(209-231条)、再審(232-238条)、最高人民裁判所裁判官評議会による再検討(239-240条)の各手続を含む。
- (29) 2014年2月のベトナムヒアリングにおける現地法学者の言によれば、2013年憲法第2条に三権相互の「抑制」の文言が入ったことは重要だが、「抑制」の中身はこれから検討されるとのことである。
- (30) 2013年2月のベトナムでの法律関係者ヒアリングによる。
- (31) See The United Nations Development Programme, *supra* note 3, p.44 (Figure 16).
- (32) 2013年2月のベトナムでの法律関係者ヒアリングによる。
- (33) See Dinh Thanh Phuong & Nguyen Thi Hang Diem, Revised Law on Courts: Why Term of Office of Judges Should Be Extended, Vietnam Law & Legal Forum September 2014 (2014) pp. 20-22.
- (34) 2014年3月のベトナムでの関係者ヒアリングによる。
- (35) See Do Ngoc Thinh, Vietnam Bar Federation Poised to Develop the Pool of Lawyers, Vietnam Law & Legal Forum September 2014 (2014) pp.5-7.
- (36) 2013年2月のベトナムでの関係者ヒアリングによる。
- (37) 2014年3月のベトナムでの関係者ヒアリングによる。
- (38) 同上。
- (39) 2013年2月のベトナムでの法律関係者ヒアリングによる。
- (40) 前掲(25) Cuong論文は、2003年憲法で、1959年、1980年、1992年憲法に規定されてきた

人民参審員と裁判官の同権限の旨が削除された点に触れて、人民代表の参加に関する研究と改革をより現実的で効果的にするための根拠を与えるものであると指摘する (p.44)。

- (41) See Party Sets New Tasks for Improving the Legal System up to 2020, and Luu Binh Nhuong, *Judicial Support Activities in Vietnam: Reality and Prospect*, *Vietnam Law & Legal Forum* May 2016 (2016) pp.5-6 and 10-13.
- (42) 井関正裕「ベトナム民事訴訟法の将来の問題」ICD NEWS 26号 (2006) 15頁。
- (43) 2014年3月のベトナムでの関係者ヒアリングによる。
- (44) 同上。
- (45) 同上。
- (46) 2013年2月のベトナムでのヒアリングによる。裁判官が複数の家を持ち、判決文を入手する際に裁判官からお金を要求されたという知人の日本人弁護士の話が紹介された。賄賂授受は執行官についても指摘される。
- (47) 飯考行「メリットセレクションの視点からみた下級裁判所裁判官指名諮問委員会」自由と正義60巻10号 (2009) 10-21頁参照。
- (48) アルフレッド・デニング (伊藤正巳、兒島武雄訳) 『裁判と正義』 (紀伊國屋書店、1957 (原著は1955)) 16-49頁 (正しい裁判官の条件) 参照。
- (49) See Nguyen Hoa Binh, *Revising the Criminal Procedure Code in Light of the New Constitution*, *Vietnam Law & Legal Forum* May 2014 (2014) pp.24-26.
- (50) 井関・前掲注 (42) 14頁。なお、監督審の公開につき、同論文では民事訴訟法15条の公開原則が適用されるとするが、実際には非公開の運用が続いている。
- (51) 同上15-16頁。
- (52) 2010代初めの事情につき、小幡葉子「ベトナム民事訴訟における判例と判決の公開」白鳳大学法科大学院紀要6号 (2012) 1-11頁参照。
- (53) 2014年3月のベトナムでの関係者ヒアリングによる。なお、前掲注 (3) UNDP調査によれば、省級裁判所裁判官の62.6%、県級裁判所裁判官の61.0%は判決文公開に全面的に賛成しており、反対は各2.8%と3.8%に過ぎない。中間的な意見として、監督審判決の公開のみ賛成が各12.4%と21.5%、上級審判決の公開のみ賛成が各12.4%と13.7%となっている (p.81, Figure 40)。
- (54) 酒井・前掲注 (23) 45頁参照。決議文和訳は、法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイト (前掲注2) で閲覧可能である (2017年1月末日訪問)。
- (55) See Truong Hoa Binh, *Developing and Applying Court Precedents: A Clear Roadmap Ahead*, *Vietnam Law & Legal Forum* October 2015 (2015) pp.24-26.
- (56) 萩原金美『裁判とは何か—市民のための裁判法講話』 (神奈川大学出版会、2003) 15-16頁。